



来賓挨拶

知的財産高等裁判所長

清水 節

ご紹介頂きました、知財高裁で所長をしておりま
す、清水と申します。本日は特技懇の懇親会にお招
きいただきまして、誠にありがとうございます。ま
た本日は私だけでなく、知財高裁の判事、及び東京
地裁の知財部の判事も同じようにご招待いただきま
したことを、合わせて御礼申し上げます。

この特技懇は今年特許庁に入られた若い会員の方

から、もう卒業されたOBの方々まで一堂に会して
交流を深めるとい、大変意義があり、伝統ある会
だと承知しております。私も平成8年、初めて参加
させていただいて、特許庁の方々、OBの方々と交
流を深めて参りました。もう10回以上この会には
参加させていただいてまして、特許庁でいえば中
堅クラスくらいです。

一昨年には、その時の知財高裁の設楽所長に所用
がありまして、光栄にもこの場で代役でご挨拶をさ
せていただきました。その時にお話ししたのです
が、なかなか代役というのは情けないものがあ
りまして、所長であればうまい話ができるであ
ろうと思っていました。ところが、今度は代役
ではなくお話させていただくことになりました
が、実際になってみてもあまりいいことは思
いつきません。いっそ2年前にした話をもう
一回してみてもどうかと考えたのですが、さ
すがに特技懇という立派な雑誌に所長挨拶
という形で載りますので、全く同じものでは
まずいだろうと思います。気の利いたこと
は、急には湧いてきませんので、今年私
どもが特許庁と一緒にやらせていただく、
秋の国際会議のご紹介をさせていただきます
と思います。

これは10月30日から3日間、私ども裁判所と特
許庁及び法務省、日弁連、弁護士知財ネットが共
催で、アジアから現役の裁判官や弁護士を招
きまして、





3日間、知的財産に関するシンポジウムをやるというものです。3日目は特許庁の主催ということで、聞き及びますところによれば、特許の有効性判断のパネル、それから商標の類否判断のパネルを設けられて、その中で活発な議論をされるということです。

今日メインにご紹介したいのは初めの日、10月30日です。私ども知財高裁が主催して模擬裁判を予定しております。模擬裁判というのは実際の事例に似せた仮想事例を扱って、実際の裁判官や弁護士たちがどう審理をしていくのか、皆さんに見ていただくというもので、我が国はもちろん、中国、韓国、シンガポールの4カ国の、それぞれ現役の裁判官、弁護士が登場されて同じ事例を扱います。その事例は、携帯電話に関する通信特許の侵害訴訟になります。その事件を通じて、相手方（被告）が持っている証拠等、例えば、取扱マニュアルとかソースコード、こういったものをどうやって反対当事者（原告）が見られるのか、という部分を扱おうと考えております。日本、中国、韓国、シンガポール、それぞれの国が1時間弱、この事件を扱って、最終的にその証拠などをどういうふうに料理していくのかということ、参加される方に見ていただくということです。他の国がどういう判断、どういう手続きを取られるのかわかりません。実際に違いが出るかもしれないし、同じような結論になるかもしれな

い。それを実際に見ていただいて、アジア各国の侵害訴訟のやり方の共通点、あるいは相違点というものを知っていただくことを考えております。

これが、知財高裁の今年一番のイベントになりますが、その模擬裁判の中でも、特に日本のパネルは面白いだろうと思っております。なぜ面白いのか、一番は私が裁判長をしますもので（笑）。他の国については、何度も申しますが、どういう運びをされるのかわかりません。しかし、見ていただく方には、それぞれの国の違いというものが十分お分かりいただけるのではないかと期待しております。

外国に対して私どもは、日本の知的財産権をめぐる諸政策を知っていただき、また裁判所のやり方なども、特許庁と手を携えて一緒にアジア地域全体に伝えていきたいと思っております。国内では裁判を通じて立場が異なり、時に敗訴判決という形で皆様の不興を買うこともあるかと思いますが、海外に向けては一致協力して、日本の知的財産制度のステータスを高めて参りたいと思っております。今日ご参集の皆様には、現役の特許庁の方々、あるいはOBの方々も含めて今後とも、知財高裁、東京地裁知財部と協力して下さるようお願いして、簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。